

奈良県警察職員特別ほう賞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月6日

奈良県公安委員会

委員長 植野康夫

奈良県公安委員会規則第9号

奈良県警察職員特別ほう賞金支給規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員特別ほう賞金支給規則（昭和42年3月奈良県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「奈良県職員等に対する退職手当に関する条例」を「奈良県職員に対する退職手当に関する条例」に、「第11条」を「第2条の2」に改める。

別表第1中	「	抜群の功労があり、一般の模範と認められる者	2,
520万円	を	「 特に抜群の功労があり、一般の模範と認められる者 抜群の功労があり、一般の模範と認められる者	
3,000万円 2,520万円	に改める。		

別表第2の備考を備考1とし、同表の備考に次のように加える。

- 特に抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者であって、障害等級が第1級に該当するものについては、第1級に定める額に190万円を加算した額とすることができるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。